

出産・子育て応援給付金

(出産応援ギフト・子育て応援ギフト)

全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援として、相談支援(面談等)と経済支援を一体として実施する「出産・子育て応援交付金事業」がスタートします。

出産応援ギフト

○支給対象者

妊娠の届出をした妊婦(産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した方又は妊娠が明らかの方。妊娠届出時に申請)

○支給額

妊婦1人あたり 5万円

※他の自治体で既に「出産応援ギフト」の給付を受けている場合は対象になりません。

子育て応援ギフト

○支給対象者

出生の届出をした児童を養育する方

(出生届出時または新生児訪問の際に申請)

○支給額

児童1人あたり 5万円(双子の場合は10万円)

※他の自治体で既に「子育て応援ギフト」の給付を受けている場合は対象になりません。

いずれも申請の際には、振込口座が確認できる書類(キャッシュカードまたは通帳)を持参してください。

次の方はさかのぼって対象になります

①令和4年4月1日以降、既に妊娠の届出をした方(出産応援ギフト対象)

②令和4年4月1日以降、既に妊娠の届出、出生の届出をした児童の養育者(出産応援ギフト・子育て応援ギフト対象)

※①②の方へは届出の記録により、個別に申請についてのご案内を送付します

申請する
ピラ!



【問合せ先】

保健福祉課 子育て支援係・保健推進係

☎01457-4-6112